

機械器具 30 結紮器及び縫合器

一般医療機器 持針器 （J M D N：12726010）

販売名：M-1901 後藤式剪刀付持針器

【禁忌・禁止】

- 1. 眼科手術用に設計された持針器であるため、針を保持する際に必要以上の力を加えないこと。
- 2. 本品の二次加工（改造・調整等）は折損及び本来機能を損なう原因となるので絶対にしないこと。
- 3. 角膜縫合用と限定された持針器、マイクロ持針器、糸切り用の刃の付いた持針器は、医療用縫合針（JIS T 3102）の「眼科わん 0000」（長さ7mm／加工前線材径0.35mm）以上の太い縫合針を使用しないこと〔先端部が変形するため〕。

【形状、構造及び原理等】

ハンドルはラウンドハンドルとなっており、凹凸部に圧力をかけることにより先端部が閉じる。先端部の平らな部分で眼科用縫合針を把持し、縫合後、手前の刃部分で縫合糸を切断する。

外観写真



*形状及び寸法

形状	型式	商品名	全長	刃長	先端
止なし	M-1901	後藤式剪刀付持針器	133 mm	4.0 mm	3.5 mm

ステンレス鋼(SUS420J2)

【使用目的又は効果】

眼科手術の縫合時に眼科用縫合針を把持したり、縫合糸を切断したりする。

【使用方法等】

- 1. 使用前に高圧蒸気滅菌をすること。
- 2. 先端の平らな部分で眼科用縫合針を把持し、患部を縫合後、手前の刃部分で糸を切断する。

【使用上の注意】

- 1. 使用前に必ず洗浄・滅菌（保守・点検に係る事項参照）をすること。
- 2. 眼科手術以外の目的に使用しないこと。
- 3. 折損、曲がり等の原因になり得るので使用時に必要以上の力（応力）を加えないこと。
- 4. 電気メスを用いた接触凝固は、術者が感電、火傷をする危険性があり、また、器具の表面を損傷するので併用しないこと。

- 5. 塩素系及びヨウ素系の消毒剤は、腐食の原因になるので、出来るだけ使用を避けること。使用中に付着したときには水洗いすること。
- 6. 使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾燥しないうちに直ちに洗浄液等に浸漬すること。また、必要以上の浸漬は表面を劣化させるおそれがあるので、洗浄液の適正な用法用量（時間）で浸漬後、蒸留水で洗い流し、十分に乾燥させること。

【保管方法及び有効期間等】

- 1. 高温・多湿・直射日光を避けて保管すること。
- 2. 滅菌したものを保管するにあたっては、再汚染を防ぐため清潔な場所に保管するとともに有効保管期間の管理をすること。

【保守・点検に係る事項】

- 1. 使用前に汚れ、傷、曲がり等の異常がないか点検すること。
- 2. 洗浄／滅菌を装置で行う場合には、器具同士が接触して微細な先端部を損傷させないように隔離されたシリコンメッシュマットあるいはラック式滅菌用コンテナ等にセットすること。
- 3. スプリングハンドルの関節式ジョイント部を外す場合には、ジョイント部周辺を捻らないように注意すること（ハンドル部やヒンジ部の変形や劣化、かみ合わせ不良の原因により本来の機能が発揮できなくなる恐れがあるため）。
- 4. 洗剤の残留がないよう十分にすすぎをすること。仕上げすすぎには、浄化水（濾過、蒸留、脱イオン化等）を用いることを推奨する。
- 5. 強アルカリ／強酸性／塩素系／ヨウ素系の洗浄剤・消毒剤は、器具を腐食させるおそれがあるので使用を避けること。
- 6. 金属たわし、クレンザー（磨き粉）等は、器具の表面が損傷するので汚物除去及び洗浄時の使用はしないこと。
- 7. 使用後は、出来るだけ早く血液、体液、組織等の汚物を除去し、職業感染防止のために洗浄・消毒すること。
- 8. 使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾燥しないうちに直ちに洗浄液等に浸漬すること。また、必要以上の浸漬は表面を劣化させるおそれがあるので、洗浄液の適正な用法用量（濃度・時間）で浸漬後、蒸留水で洗い流し、十分に乾燥させること。
- 9. 点検後、セット・包装をし、高圧蒸気滅菌をすること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売業者 株式会社イナミ
〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目 24 番 2 号
TEL 03-3814-1731 / FAX 03-3814-3334
製造業者 合同会社タナカンパニー